仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を変更する規約

仙台市と宮城県との間の学校給食に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように変更する。

第１条中「宮城県立小松島支援学校松陵校」を「宮城県立松陵支援学校」に，「及び中学部」を「，中学部及び高等部」に改め，「（学校給食法（昭和29年法律第160号）第３条第１項に規定する学校給食をいう。）」を削る。

附　則

この規約は，令和７年４月１日から施行する。